

## 令和 7 年度 宇部市高齢者就労等支援事業業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和 7 年度 宇部市高齢者就労等支援事業業務委託

### 2 目的

本業務は、高齢者の就労及び就労的活動・社会参加活動（以下「就労的活動等」という。）の情報を一元化することで、高齢者の生きがいがづくり及び社会参加を促進し、もって高齢者の健康寿命の延伸を図るため、その環境を整備することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※業務開始日は、令和 7 年 6 月 1 日とする。

※業務を継続して委託することに支障がないと委託者が認める場合は、委託者と受託者が双方合意の上、上記契約期間以降も業務委託契約を更新することができる。

### 4 業務の内容

受託者は、就労及び就労的活動等の社会資源を一元化した Web システムを構築すると共に、就労的活動支援コーディネーターとして責任者と担当者を配置し、以下業務を実施すること。なお、就労的活動は高齢者が地域の企業・団体・店舗等（以下「企業等」という。）で、ボランティア等として一定の役割を担う活動を指し、社会参加活動はより広い世代の個人が社会の一員として関わる様々な活動を指す。

#### （1）情報収集

ア 地域包括支援センター等に出向き、ケアマネージャー、生活支援コーディネーターなどから住民が持つ、就労的活動等に関するニーズ等を収集する。

イ 隔週 1 回以上地域ケア会議等に参加するなど、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等と打ち合わせを行い、地域の住民の状態、実情の把握を行う。

ウ 地域住民へのヒアリング等を行い、就労的活動等に関するニーズ等を収集する。

#### （2）活動の開拓

ア 業務開始月より毎月 40 件以上（就労及び就労的活動等各々 20 件以上）の地域の企業等に対し、事業の趣旨等を説明し、就労及び就労的活動等の提供を依頼する。

イ 地域の企業等が支障なく活動を提供・実施・継続できるよう、必要な助言・指導を行う。

#### （3）周知啓発

ア 地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、その他関係部署・団体等へ情報提供を行う。

イ 住民に対して本事業に関する情報提供及び、利用促進に努める。

#### (4) マッチング

ア 企業等を訪問し、高齢者が就労しやすい業務の切り出しを支援し、募集情報の創出に繋げる。

イ 活動への参加希望者に対し、参加条件、参加規約等、参加に必要な情報を適切に伝える。

ウ 参加希望者もしくは参加希望者の支援者（ケアマネージャー、生活支援コーディネーター、参加希望者の家族、参加希望者の友人等）より活動参加の申し込みを受け付ける。

エ 受け付けた活動への参加申込内容を、活動を提供する企業等に迅速に共有し、活動実施に向けた受け入れを依頼する。

オ 参加希望者や参加希望者の支援者が参加申込に関する問い合わせを行った際、回答及びサポートを行う。

カ 参加者が活動を提供する企業等へ問い合わせ、確認等が出来るよう、適切な機能・サポートを提供する。

キ 活動実施時、参加者と企業等でトラブル等が発生した際、状況の把握に努め、ケアマネージャー等必要な関係者と連携の上で対応を行う。

ク 開拓した就労及び就労的活動等を掲載する Web システムを構築すること。また、以下の機能を含めること。

(ア) 企業等の募集情報を掲載できること

(イ) 募集情報は詳細（内容、開催日時、報酬、費用等）が記録できること

(ロ) 就労及び就労的活動等を提供する企業等にアカウントを発行し、募集する活動内容を編集できる機能を設けること

(エ) 就労及び就労的活動等の参加について、Web システム内に申請の機能を備えること

(オ) 企業等や参加者の情報が記録できること

(カ) アクセス解析ができること

(キ) マッチング解析ができること

#### (5) Web システムの概要

Web システムの内容は以下のとおりとする。

ア Web システムとは、本業務委託で使用する Web 上のアプリケーションサービス（以下「アプリ」という。）及びその周辺環境のことをいう。ただし、ネイティブアプリ等との併用も可能とする。

イ アプリは、情報セキュリティが確保されている場合に限り、他のツールとの連携を可能とする。

ウ アプリは、高齢者が検索等利用しやすいように分類して、わかりやすく配置されて

いること。

エ 活動情報の掲載は画像の掲載を可能とし、参加を促す工夫がされていること。

オ 活動情報の閲覧は、ログインを行わない場合でも使用できること。

カ 本サイトの利用者等の要望を踏まえ、適宜、機能の追加・修正ができること。

キ 高齢者や支援者の情報（氏名、性別、年齢、居住地、連絡先など）を登録申請時に受け付けること。また、登録申請を受け付けた者にアカウントを付与し、アカウントにユーザーIDとパスワードを設定し、アプリへのログイン認証を可能にすること。また、アカウントに関する情報を忘れた際の工夫があること。

ク 登録した高齢者・支援者が、参加申込済活動履歴の管理等ができるアカウントページを持てること

ケ AIなどを使用し、登録した高齢者の趣向にあった活動が活動情報の上位に上がるなど、マッチングにつながる工夫をすること。

コ 活動情報提供組織の情報（代表者、活動概要、活動拠点、連絡先など）を登録申請時に受け付けること。また、登録に際し、活動情報提供組織や役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものに該当する場合は登録を拒否すること。

サ 活動情報提供組織の登録にあたり、参加規約の掲載及び同意の取得を行った上でアカウントを付与すること。そして、付与されたアカウントにユーザーIDとパスワードを設定し、アプリへのログイン認証を可能にすること。登録した情報提供組織はログイン後に、活動情報の登録や参加受付などの機能が使用できること。

サ 活動情報提供組織は活動情報の掲載にあたり、自ら活動情報についての記載内容を編集し、アプリに登録できること。

シ 受託者は、活動情報提供組織又は掲載された活動情報が不適切と判断した場合は、直ちに登録の停止又は削除、掲載情報の削除等適切な措置を講じること。

ス 受託者は、活動情報提供組織により csv ファイル等で提供された情報を一括してアップロード及び情報の登録ができること。

セ 受託者は、アクセス数や活動参加成立数などの統計情報、高齢者や支援者及び活動情報提供組織の登録情報等を取得し、委託者へ報告できること。

ソ 掲載情報や利用者情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことにより利用者又は第三者に生じた損害について、委託者が一切責任を負わない旨の規定を利用規約等に入れること。

#### （6） Web システムの対象範囲

Web システムに関し、以下を対象範囲とする。

ア 高齢者向けマッチングポータルサイトとしてのシステム（機能的に付随するシステムを含む）

イ プラットフォーム環境におけるネットワーク

ウ システムの運用・保守に関する事項

(7) Web システムの導入要件

ア サイトの対応 OS

ブラウザ (Google Chrome または Microsoft Edge) の契約時における最新から 2 世代前のメジャーアップデートバージョン上、及び、iOS、Android の契約時における最新 OS 含む 2 世代前のメジャーアップデートバージョンを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。

※本業務開始後サポートを継続する各 OS バージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うものとする。

イ サービス提供方式

データセンター等でサービスを提供することとし、委託者のセキュリティ要件を満たす最適な方法でシステムを管理するものとする。

データセンター等の要件は「4 (9) 情報セキュリティ要件・データセンター要件」を参照。

ウ 機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成、機器の性能は、受託者の仕様とするが、正常稼働に支障のない構成・性能等とする。

エ テスト要件

受託者は、アプリの一般公開までにテストを行い、委託者の承諾を得るものとする。受託者はテスト環境を用意し、委託者が確認・承諾の上で公開を進めること。

オ 研修及び研修用動画の作成

受託者は、委託者が用意する施設にて、ツール操作者 (委託者及び地域包括支援センター職員など) を対象に、本システムの運用及び操作についての研修を実施するものとする。ネットワーク環境、電源等は委託者で用意する。

受託者は、研修で利用するマニュアル等を作成し、用意するものとする。また、受託者は研修用の動画も併せて作成すること。なお、この動画に関する著作権及び著作人格権に関する取り扱いは「7 著作物に係る著作権及び著作人格権の取扱いについて」に記載のとおりとする。

(8) Web システムの運用保守

ア 運用・保守管理

アプリの公開後から業務履行期間終了までの間、アプリの運用・保守管理を行い、委託者と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

イ アプリ等の運用・管理

本業務又は本業務に関連する事項について、委託者からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに必要な支援を行うこと。

#### ウ バックアップ

システム、管理ツールのデータ、アプリの登録データ等のバックアップは、アプリの利用への影響が最小限となるよう、また、利用者への影響を考慮した上で、サイクル、時間帯、対象等、最適なバックアップ計画を提案するものとする。

#### エ アプリ等のアップデート

##### (ア) ブラウザ・OS のアップデート対応

受託者は、ブラウザ及び OS (iOS、Android) のバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、ブラウザ及び OS のバージョンアップデータの配信後遅延なく行うものとする。

##### (イ) 脆弱性対応

受託者は、技術的脆弱性対策を行うものとする。

#### オ セキュリティ診断の対応

受託者は定期的にサーバ、ネットワーク、サイト等に対するセキュリティ診断を行い、脆弱性や不備が見つかった場合は速やかに対策を講じること。

#### カ 問い合わせ窓口

委託者及び利用者からの問い合わせ窓口をそれぞれ設置すること。

### (9) 情報セキュリティ要件・データセンター要件

以下のとおりとする。

| 項目         | 仕様                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報セキュリティ要件 | <ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること</li><li>・ウイルス対策、不正アクセス対策等の脆弱性対応を行うこと</li><li>・Web システムへの不正アクセス等の状況を適切に確認すること</li><li>・利用者の個人情報を国外に保存又は国外の事業者提供しないこと</li><li>・個人情報やその他情報資産を適切に管理する体制を構築すること</li></ul> |
| データセンター要件  | <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者のデータを保管、管理するデータセンターは堅牢な設備を有していること</li><li>・24 日 365 時間の有人監視体制で管理されていること</li><li>・火災や地震、停電等への対策がされていること</li><li>・国内に設置させていること</li><li>・冗長構成とし、障害が発生してもサービス提供を継続できるよう設計されていること</li></ul>                    |

##### (10) Web システム提供終了時の登録情報の取扱いについて

導入したシステムの提供を終了する場合、登録のあった高齢者や支援者及び活動情報提供組織のアカウント及び登録情報を必要に応じて削除すること。

##### (11) 就労及び就労的活動等の募集について

掲載される活動情報の募集に際して、地域住民の就労的活動等に関するニーズ調査や活動案件の情報収集や企業などへの利用PRを委託者とともに行うこと。

なお、掲載される活動については、延べ200件/年を目標とする。

(12) 活動データの収集と報告

ア 活動への参加申込状況等を収集すること。

イ 活動後、参加者へのアンケート、企業等へヒアリングを行うこと。

ウ その他、活動への参加促進に必要となるデータの収集を行うこと。

エ 上記収集したデータについて、委託者の求めに応じて適時報告を行うこと。

(13) 定例会の開催

毎月1回以上の委託者及び関係部署・団体との連絡調整、協議を開催すること。

なお、本会議はWEB会議を可能とするが、日程調整等は受託者が行うこと。

(14) 宣伝用広告物の作成

広告やチラシなどの紙媒体及び動画等の周知用媒体を作成し、委託者に提供すること。なお、この広告やチラシ、動画などに関する著作権及び著作者人格権に関する取り扱いは「7 著作物に係る著作権及び著作者人格権の取扱いについて」に記載のとおりとする。

## 5 実施場所

業務の実施場所は宇部市内とする。

ただし、業務の性質に応じて別途協議の上、決定できる。

## 6 成果物等の提出

受託者は、下記期間の実績報告書及び解析データを下記のとおり提出すること。

なお、解析データの内容は本仕様書及び双方の協議により決定する。

| 期間                     | 提出期限       |
|------------------------|------------|
| (上期) 令和7年 6月 ～ 令和7年10月 | 令和7年11月10日 |
| (下期) 令和7年11月 ～ 令和8年 3月 | 令和8年 4月10日 |

## 7 著作物に係る著作権及び著作者人格権の取扱いについて

- (1) 受託者は、受託者が本業務において委託者に引き渡した成果物である著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を委託者に無償で譲渡する。
- (2) 受託者は、委託者及び新規著作物と受託者が以前から有している著作物（以下「既存著作物」という。）を利用する第三者（以下「利用者」という。）に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
- (3) 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は受託者に留保さ

れるが、可能な限り、委託者が利用者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、委託者が利用者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、利用者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、利用者が二次利用をできない箇所についてはその理由についても付するものとする。

- (4) 受託者は、新規著作物および既存著作物が第三者の知的財産権及び、その他の権利を侵害しないことを保証する。

## 8 支払方法

委託料については、下記期間の実績に応じて受託者の請求により年2回支払う。

| 期間                     | 支払時期 | 金額      |
|------------------------|------|---------|
| (上期) 令和7年 6月 ～ 令和7年10月 | 11月  | 委託料の1／2 |
| (下期) 令和7年11月 ～ 令和8年 3月 | 4月   | 委託料の1／2 |

※1,000円未満の端数は後期の支払いとする。

## 9 個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守し、個人情報保護の体制を整え、本業務において取り扱う個人情報を適切に管理すること。

## 10 一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められる場合は、委託者と協議の上、その一部を委託することができる。

## 11 その他

業務の遂行に当たっては、委託者の意見や要望を取り入れながら実施し、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と協議の上対応すること。